



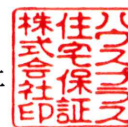
## 大規模修繕工事のかし保険 設計施工基準第4条に係る適用除外確認書

包括適用除外依頼者

日新工業株式会社

御中

ハウスプラス住宅保証株式会社



共同住宅等大規模修繕工事瑕疵担保責任任意保険契約(大規模修繕工事のかし保険)設計施工基準第1章総則第4条に基づき、貴社からの適用除外事項の検討依頼内容が設計施工基準の下記条項と同等以上の性能を有するものと認めましたので通知いたします。

1. 確認した工法または建築材料

ウレタン塗膜防水 密着工法

商品名	工法名	型番
別添の工法名・仕様などの一覧表による		

2. 適用除外条項

第16条第1項

屋上防水工事に係る保険期間延長特約条項を付帯しようとする場合には、防水工法は次表に適合するものとする。

3. 適用範囲・部位

■ 屋上防水における屋上全面改修部分

(屋上防水において部分改修の場合や部分改修を含む場合は、屋上防水工事に係る保険期間延長特約条項を付帯できません)

■ 当該工法の構造の制限 [ 全ての構造 ]

4. その他の条件

- 1) 元請事業者、施工者、防水メーカーの3者連名の防水保証書を工事完了後、申込者より提出を行う必要があります
- 2) 提出される防水保証書においては、有償のメンテナンス条件等の免責条項がなく10年の保証を行う必要があります
- 3) 補修報告書(改修範囲図)を工事完了後、申込者より提出を行う必要があります
- 4) 包括適用除外確認書以外の部分は、共同住宅等大規模修繕工事設計施工基準に準拠する必要があります(別途、個別の適用除外依頼を行う事項を除く)
- 5) 別添に記載される、その他付帯する適用除外範囲、付帯条件について適合する必要があります

5. 包括適用除外依頼者へのご注意

- 1) 保険申込みの際は、本書の写しの提出が必要であることを保険の申込者に説明してください
- 2) 工事仕様書等に当該仕様を用いることを明記するよう、保険の申込者へご依頼ください
- 3) 本包括適用除外確認書は、ハウスプラスホームページにおける登録事業者用専用ページ並びに取次店専用ページに掲載されます

5. 適用日

本適用除外確認書においては自動更新となっており、適用日を設けておりません。1. 確認した工法または建築材料に変更が生じる場合、速やかにハウスプラス住宅保証株式会社に手続きを行うこととしており、その場合、本適用除外確認書による確認した工法等により、適用除外を行うことは出来ません。

## 日新工業株式会社 セピロン防水工法

工法名		仕様	歩行区分
セピロンQ工法	密着工法	UF-20Q	非歩行
		UF-30Q	軽歩行
		UF-40Q	軽歩行
		立上り UF-20QV	---
	ベランダ等仕様	UB-20Q	非歩行
		UB-30Q	軽歩行
立上り UB-20QV		---	
セピロンE工法	密着工法	UF-20E	非歩行
		UF-30E	軽歩行
		UF-40E	軽歩行
		立上り UF-20EV	---
	ベランダ等仕様	UB-20E	非歩行
		UB-30E	軽歩行
立上り UB-20EV		---	

本適用除外確認書に記載される工法名・仕様における追加される付帯条件

付帯条件
歩行区分
上記一覧表における工法名・仕様の歩行区分は付帯条件となります。